

## 天理市LED防犯灯新規設置等に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、天理市防犯灯LED化事業（以下「LED化事業」という。）の実施に伴い、犯罪を未然に防ぐ環境づくり及び交通事故の発生の抑制を目的に、自治会からの申請に基づき市が新規に設置するLED防犯灯（以下「防犯灯」という。）の設置基準、手続等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 屋外照明 防犯灯、道路照明灯、公園灯その他商店街、店舗の照明灯等で終夜点灯するものの総称をいう。
- (2) 関電柱 関西電力株式会社が所有する電柱をいう。
- (3) NTT柱 日本電信電話株式会社が所有する電柱をいう。

(設置基準)

第3条 防犯灯の設置は、犯罪及び交通事故を防止する上で特に必要であり、かつ、次の各号に掲げる基準を全て満たさなければならない。

- (1) 防犯灯の設置場所は、自治会の区域内の一般の交通の用に供する道路を照らし、設置場所を中心として半径100メートル以内に民家、事業所、公共施設等が所在し、かつ、不特定多数の人が往来する場所であること。
- (2) 防犯灯の設置場所は、市街化区域については設置場所を中心として半径25メートル以内に視認できる屋外照明がない場所、市街化調整区域については設置場所を中心として半径35メートル以内に視認できる屋外照明がない場所であること。ただし、周囲の建物、道路の形状等により設置場所において4メートル先の人の挙動、姿勢等を識別できる照度（鉛直面照度0.5ルクス）が確保できていない場所であると認められる場合は、この限りでない。
- (3) 防犯灯を設置する柱は、関電柱又はNTT柱とする。ただし、共架が認められない等やむを得ないと市長が認める場合は、鋼管柱とすることが

できる。

- (4) 防犯灯の設置の高さは、地上から4.5メートル以上であること。ただし、防犯灯の機能が損なわれる等やむを得ないと市長が認める場合は、この限りでない。
- (5) 防犯灯を設置しようとする場所の所有者、管理者等の許可又は承諾を得ていること。
- (6) 農地に隣接して防犯灯を設置する場合は、あらかじめ農地所有者又は管理者と協議を行い、設置の合意を得ていること。

(設置申請)

第4条 防犯灯の設置を申請する自治会（以下「申請者」という。）は、天理市LED防犯灯設置申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 私有地において鋼管柱を設置する場合は、天理市LED防犯灯設置場所所有者等承諾書（様式第2号）
- (2) 防犯灯設置場所の位置図
- (3) 電柱札及び電柱の全景写真（鋼管柱又は電柱以外の箇所を設置の場合は現場写真に設置予定箇所を示すこと）
- (4) その他市長が必要と認める書類

2 前項に規定する申請の期間等に関しては、毎年度、別に定めるものとする。  
(決定等)

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請内容について、第3条の設置基準によりこれを審査し、設置の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により防犯灯の設置の可否を決定したときは、申請者に対し、天理市LED防犯灯設置決定（却下）通知書（様式第3号）により通知する。
- 3 市長は、前項の規定により防犯灯を設置するときは、年度内に設置工事を完了するものとする。
- 4 市長は、設置工事が完了したときは、速やかに防犯灯が設置された自治会に対し、天理市LED防犯灯設置工事完了通知書（様式第4号）により通知

する。

(費用の負担)

第6条 防犯灯の灯具及び灯具の取り付け、維持管理に要する経費は、市が全額負担するものとし、防犯灯の設置、移設及び廃止に係る電力会社への手続の費用、移設及び廃止に係る費用並びに電気料金は、防犯灯が設置された自治会が全額負担するものとする。

(防犯灯の仕様)

第7条 防犯灯の仕様は、別表のとおりとする。

(移管の禁止)

第8条 自治会がLED化事業開始後に自ら設置した防犯灯については、LED化事業に移管することはできない。

(異常等の連絡)

第9条 防犯灯が設置された自治会は、防犯灯の故障その他防犯灯の管理に関し異常等を発見したときは、速やかに市へ連絡するものとする。

(防犯灯の移設等)

第10条 自治会は、防犯灯を移設しようとするときは、あらかじめ市に相談し、自治会の責任において実施するとともに、移設が完了したときは、速やかに市に報告しなければならない。

2 既存の鋼管柱が腐食等により交換が必要であると市長が認める場合は、直近の関電柱若しくはNTT柱又は鋼管柱に防犯灯を移設するものとする。ただし、鋼管柱の撤去又は設置は、自治会において行うものとする。

(防犯灯の廃止)

第11条 自治会は、周辺環境又は道路事情の変化等により防犯灯を廃止しようとするときは、天理市LED防犯灯廃止申出書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 防犯灯設置場所の位置図

(2) その他市長が必要と認める書類

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和10年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

令和2年3月6日 一部改正

令和3年3月19日 一部改正

別表（第7条関係）

項 目	内 容
光源	L E D
光色	白色
入力容量	10V A未満
光源の耐用年数	60,000時間以上